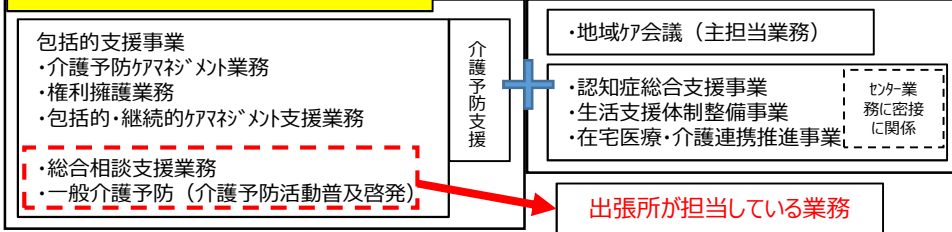


高知市高齢者支援センター再編・強化

1. 高知市高齢者支援センター職員数

・市内5センター1分室 総計 78名
 内訳 保健師 10名 社会福祉士 6名 主任介護支援専門員 5名
 地域高齢者支援員 6名 介護予防支援員 39名 事務等 5名 臨職 7名
 ・出張所 総計25名（土佐山のみ直営（1名））

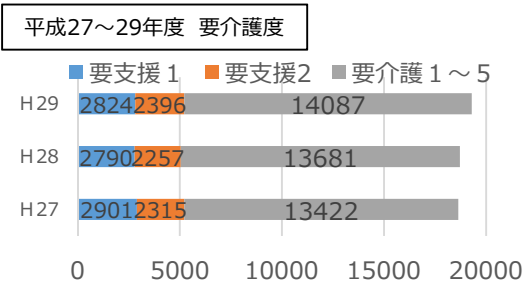
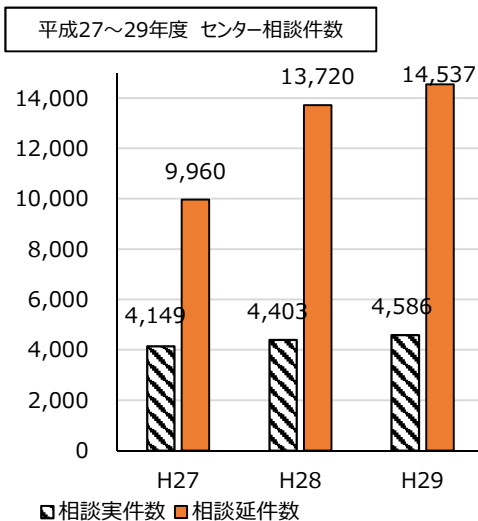
2. 地域包括支援センター及び出張所の役割



3. 高齢者支援に関する高知市の状況

・高齢化率**28.8%**（平成30年4月1日現在）
 ・平成32年度には65歳以上高齢者人口96,279人に増、高齢化率も29.5%になる見込み。
 ・年間延相談件数は増加している。
 ・1センター当たり高齢者数（5センター） 18,977.6人
 中核市平均：9,982人（平成29年松山市の中核市照会結果による）
 ・要支援・要介護認定者数とも増加している。
 （参考）
 ・高知県の高齢者人口は平成32年（2020年）にピークを迎えその後は減少に転じる見込みだが総人口も減少するため高齢化率はその後も増加し2040年には40.9%の見込み。

項目	人口総数	60～64歳	65歳以上高齢者数	高齢化率
総数	330,019	20,502	94,888	28.8%
男	153,998	9,759	38,783	25.2%
女	176,021	10,743	56,105	31.9%



4. 課題

①地域共生社会の実現

・地域の相談窓口（多様な対象者に対応）の設置
 ・住み慣れた地域で暮らし続けることができるような地域づくり
 ・さらなる高齢化の進展を踏まえ、「支え手」「受け手」が固定されない社会づくりが求められるが、地域の社会資源の把握や連携、活用など、地域住民等の参加と協働が少ない状況を改善していく必要がある。

②地域包括ケアシステム構築

・地域ケア会議での協議
 ・生活支援体制整備事業や総合事業基準緩和型等での訪問・通所サービス等の構築
 →地域包括支援センターはこれらの取り組みにおいて中心的な役割を担っていく必要がある。

③地域包括支援センター担当地区範囲

・現在の地域高齢者支援センターは東西南北春野という区域割であるため、他の地縁組織等に比べて広範囲であり、地域にとっては協働先である意識が薄いため、担当地区範囲を見直す必要がある。

④地域ケア会議の充実

・個別の課題解決を図るとともに地域課題を把握
 ・地域課題解決に向けた活動が重要

⑤高齢者支援センターの配置基準の遵守

国のセンター配置基準は高齢者人口が概ね6,000人程度で1か所だが、現状1センターあたり18,000人を超え、多い所は20,000人を超えている。このため、個別ケース支援に追われており、今後の役割を果たせる状態ではない。

⑥財源

介護保険給付費が全体的に増加しており、総合事業に一部移行したものの総合事業における国交付金算定上限も超える状況である。社会資源の活用が乏しく、高齢者支援は総合事業や介護保険サービスにより行うといった状況を改善するため、地域での活動支援を強化する必要がある。

⑦名称

制度上の名称は「地域包括支援センター」であるが本市では高齢者の支援に限定しているため「地域高齢者支援センター」としているが、全国的にも「包括」としている市町村がほとんどであり、議会等でも名称については包括とすべきとの意見がある。

基幹包括支援センター・地域包括支援センター再編・強化の方向性について

○公平性・中立性の担保

地域高齢者支援センターの委託については、運営協議会においても協議を行い、委員より意見をいただいているところであるが、委託法人への利益誘導にならないよう、公平性・中立性の担保が求められているところ。

また、センター毎の対応が異ならないようにするためにも、各センターを統括する部門が必要。

○高齢者支援センターの役割

高齢者支援センターが地域での活動の中心的な役割を担っていく必要があるが、現在のセンター数や担当高齢者人口では十分な活動ができないため、センター数を増加させ、担当範囲を調整する必要があるものの、直営では職員数の課題もあるためセンター数を増加させることは困難である。

○高齢者支援センターの名称

本市では「地域高齢者支援センター」としているが今後の役割や全国の状況、議会からの意見も踏まえ「地域包括支援センター」とするべきではないか。

○官民連携による地域活動の活用

地域住民によるインフォーマルな資源を活用し、高齢者が住み慣れた地域で生活が送れるよう支援できる体制構築を進めるため、地域との地縁等も活用できる医療法人や社会福祉法人等との連携も必要。



再編・強化の方向性

①公平・中立性を担保し、センターの対応を統合するため、市直営の基幹包括支援センターと行政区を基本に14の地域包括支援センターに再編する。

②地域包括支援センターはできるだけ地域に根付いた医療法人や社会福祉法人に委託する。

(1)基幹包括支援センター役割（案）

- ・各地域包括支援センター統括
- ・支援方針協議や地域包括支援センターとの同行訪問等
- ・従事職員研修等人材育成
- ・各種事業の企画運営
- ・市役所内外との連携調整
- ・虐待対応等高知市業務

(2)地域包括支援センター役割（案）

- ・地域住民等による社会資源の把握と高齢者支援への活用、開発
- ・総合相談窓口（高齢者のみでは無く、障がい者や子ども支援に関する相談も受ける）
- ・一般介護予防支援
- ・権利擁護・虐待対応
- ・包括的・継続的ケアマネジメント
- ・地域ケア会議の開催

基幹包括支援センター・地域包括支援センター再編・強化による効果（センター業務委託含む）

効果

2025年問題等超高齢社会といわれる高齢者人口の増加に対応した、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた体制構築を行うことができる。

基幹包括支援センターの設置による効果

○多職種・多機関連携の中心的な役割を担うことができる

○業務の標準化

直営による基幹包括支援センターを設置することにより、現状各センター毎に異なっている支援内容であるとか、対応方法について統合することができる。

地域包括支援センターの設置による効果

○地域における社会資源の活動状況把握をより詳細に行うことができる

顔の見える関係を構築しやすくなるため、個別支援を行う際に、介護保険サービス等フォーマルなサービス調整を行うのみではなく、住民活動等のインフォーマルな資源をより活用できる。

○官民連携

委託となった場合、委託先法人等が持つ地縁等の活用も期待できるため、市のみでは対応困難な内容について、民間の力をより活用できるようになる可能性がある。

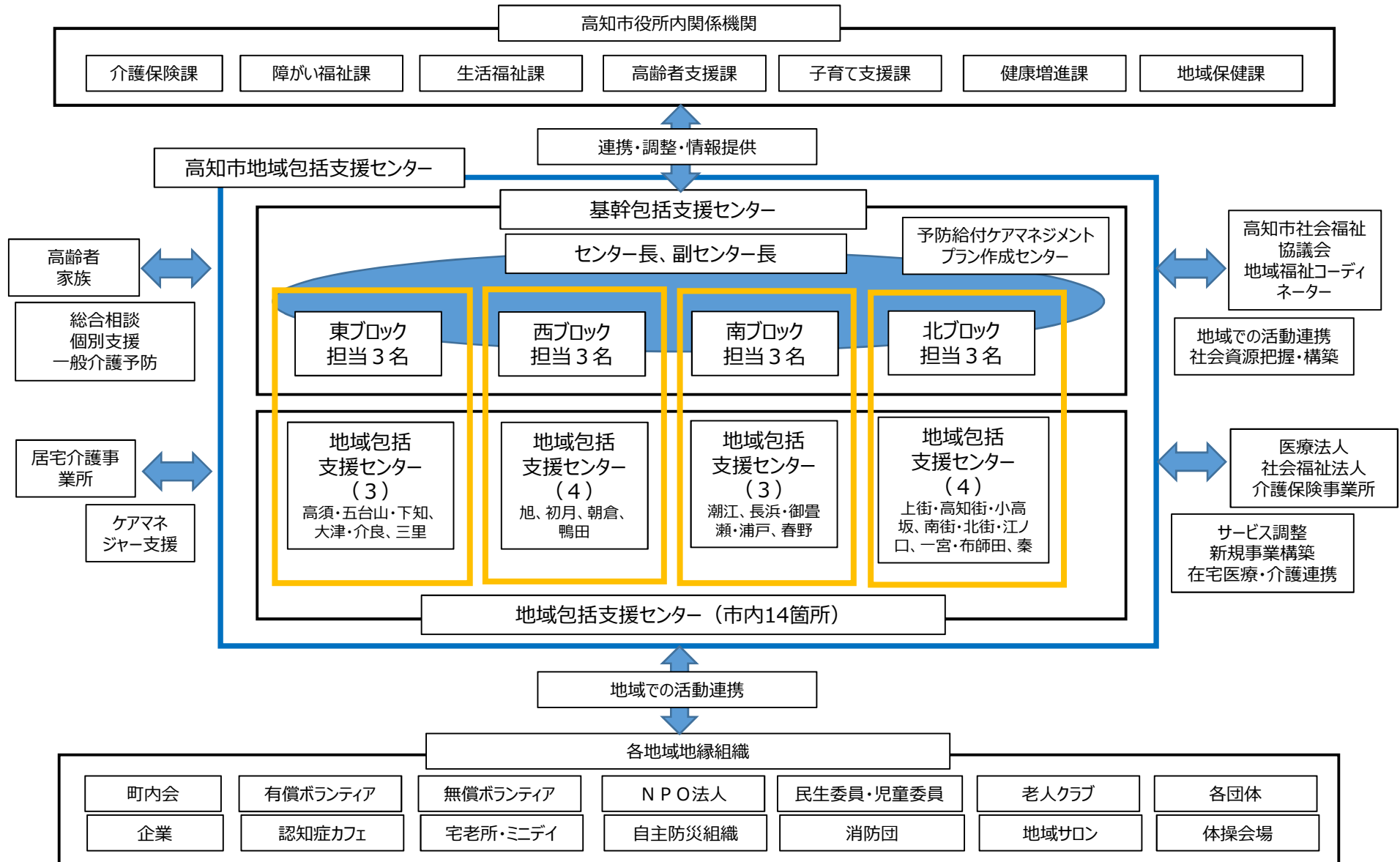
○1センター当たりの国配置基準の達成

1センター当たりの高齢者人口を国基準相当（高知市条例基準も同等であるが、現状基準を満たせていない。）とすることにより、総合相談対応や地域での個別支援対応をより丁寧に行うことができる。

○地域住民やNPO・ボランティア、社会福祉協議会等との情報共有

各センター担当エリアを細分化することにより、地域ケア会議等により出された個別支援や地域の課題について、関係者と情報共有することで、その対応方法について地域の状況に即した検討を行うことが可能になる。また、基幹包括支援センターで統括することにより、エリア別の課題の集約やその対応方法についての検討がより具体的に行うことができようになり、高齢者ニーズに対応した支援制度の運用が可能となる。

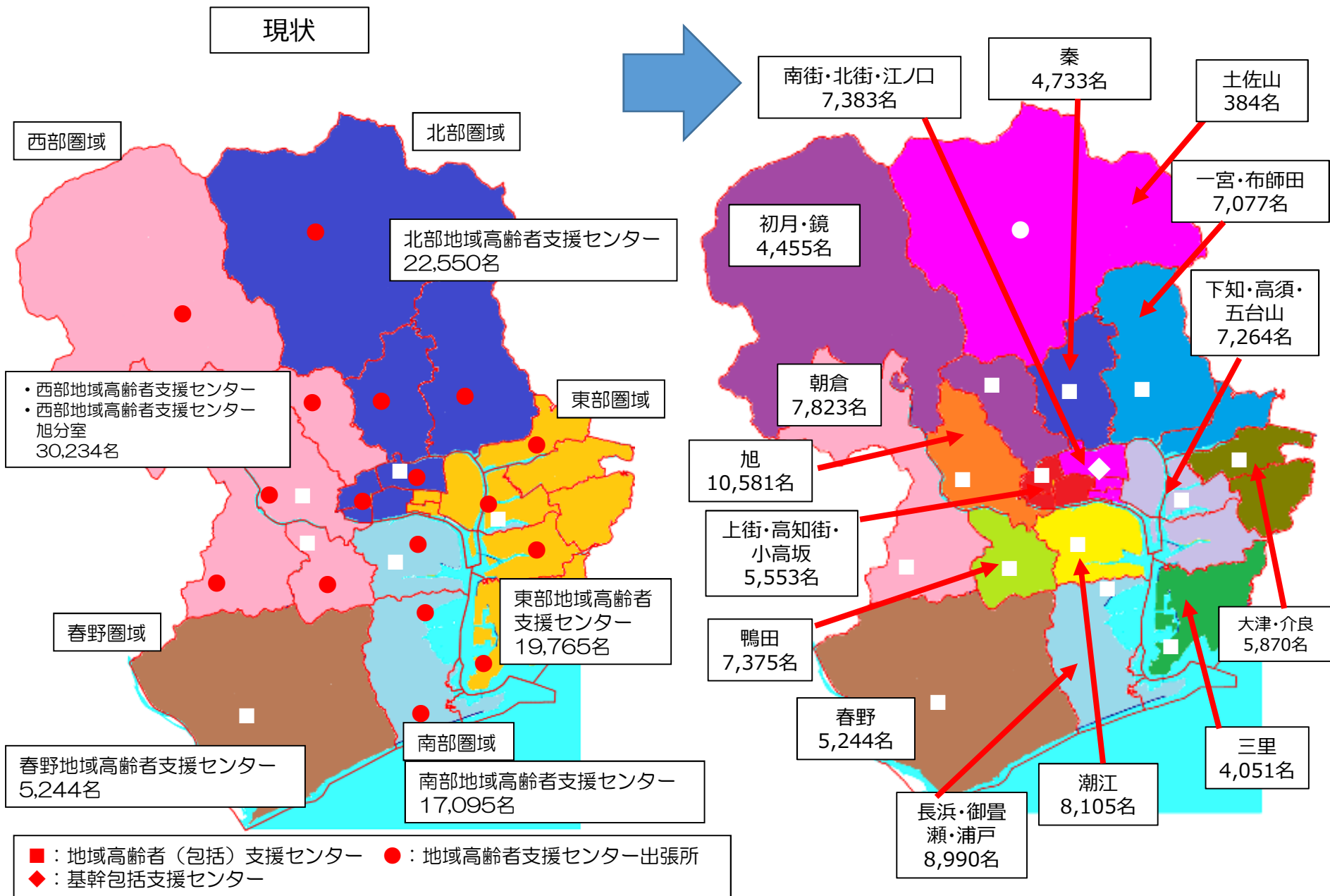
高知市基幹・地域包括支援センター体制（案）



地域包括支援センター現状と再編案

現状

再編案



地域包括支援センター配置（案）

No	形態	委託名称等	担当大街と高齢者数			大街・高齢者数	配置職員数
			上街	高知街	小高坂		
1	委託又は直営	上街・高知街・小高坂 地域包括支援センター	上街 1,085	高知街 1,626	小高坂 2,842	3 5,553	3
2		下知・高須・五台山 地域包括支援センター	下知 3,458	高須 2,813	五台山 993	3 7,264	4
3		旭街地域包括支援センター	旭街 10,581			1 10,581	5
4		潮江地域包括支援センター	潮江 8,105			1 8,105	4
5		三里地域包括支援センター	三里 4,051			1 4,051	3
6		一宮・布師田地域包括支援センター	一宮 6,574	布師田 503		2 7,077	4
7		秦地域包括支援センター	秦 4,733			2 4,733	3
8		初月・鏡地域包括支援センター	初月 3,902	鏡 553		2 4,455	4
9		朝倉地域包括支援センター	朝倉 7,823			1 7,823	4
10		鴨田地域包括支援センター	鴨田 7,375			1 7,375	4
11		長浜・御畳瀬・浦戸 地域包括支援センター	長浜 8,345	御畳瀬 205	浦戸 440	3 8,990	5
12		大津・介良地域包括支援センター	大津 2,621	介良 3,249		2 5,870	3
13		南街・北街・江ノ口 地域包括支援センター	南街 1,007	北街 1,070	江ノ口 5,306	3 7,383	4
14		春野地域包括支援センター	春野 5,244			1 5,244	3
15		とさやま出張所	土佐山 384			1 384	1
全体合計						94,888	54

※高齢者数はH30年4月現在

- ◎直営の包括支援センターを複数箇所配置する
- ◎大街ごとを基本として分解しない。
- ◎今後、人員体制や財政面を含めて総合的に判断する。
- ◎鏡は出張所扱いとし、1名配置する。
- ◎土佐山は直営で出張所配置

1. 高齢者支援課

社会参加促進担当・高齢者福祉担当

- ①権利擁護（虐待対応支援，成年後見関係）
- ②軽費・養護老人ホーム，生活支援ハウス・高齢者住宅関係
- ③木村会館等施設管理
- ④高齢者福祉関連事業

介護予防支援担当

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
- ②一般介護予防事業
- ③地域ケア会議開催調整
- ④認知症総合支援事業
- ⑤生活支援体制整備事業（一層協議体・コーディネーター）
- ⑥各センター統括

2. 地域高齢者支援センター

- ①総合相談
- ②介護予防ケアマネジメントプラン作成
- ③予防給付ケアマネジメントプラン作成
- ④権利擁護（虐待対応等）
- ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ⑥地域ケア会議開催
- ⑦認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム）
- ⑧生活支援体制整備事業（二層協議体・コーディネーター）
- ⑨在宅医療・介護連携
- ⑩適正化事業（プラン点検及びヒアリング）

3. 地域高齢者支援センター出張所

- ①総合相談
- ②一般介護予防支援（いきいき百歳等の地域活動支援）

4. 委託居宅事業所

- ①介護予防ケアマネジメントプラン作成
- ②予防給付ケアマネジメントプラン作成

1. 高齢者支援課

- ①権利擁護（成年後見関係）
- ②軽費・養護老人ホーム，生活支援ハウス・高齢者住宅関係
- ③木村会館等施設管理
- ④高齢者福祉関連事業

2. 基幹包括支援センター

- ①介護予防・日常生活支援総合事業
- ②一般介護予防事業
- ③地域ケア会議開催調整
- ④認知症総合支援事業
- ⑤生活支援体制整備事業（一層協議体・コーディネーター）
- ⑥権利擁護（虐待対応支援）
- ⑦委託包括支援センター統括（活動支援・協議，同行等）
- ⑧委託包括支援センター職員研修等人材育成
- ⑨市役所内外関係機関との連携調整
- ⑩予防給付ケアマネジメントプラン作成

3. 地域包括支援センター（委託・直営）

- ①総合相談（対象者を限定しない地域の相談窓口）
- ②一般介護予防支援（いきいき百歳等の地域活動支援）
- ③介護予防ケアマネジメントプラン作成
- ④権利擁護（虐待対応等）
- ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ⑥地域ケア会議開催
- ⑦認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム）
- ⑧生活支援体制整備事業（二層協議体・コーディネーター）
- ⑨在宅医療・介護連携
- ⑩適正化事業（プラン点検及びヒアリング）

4. 委託居宅事業所

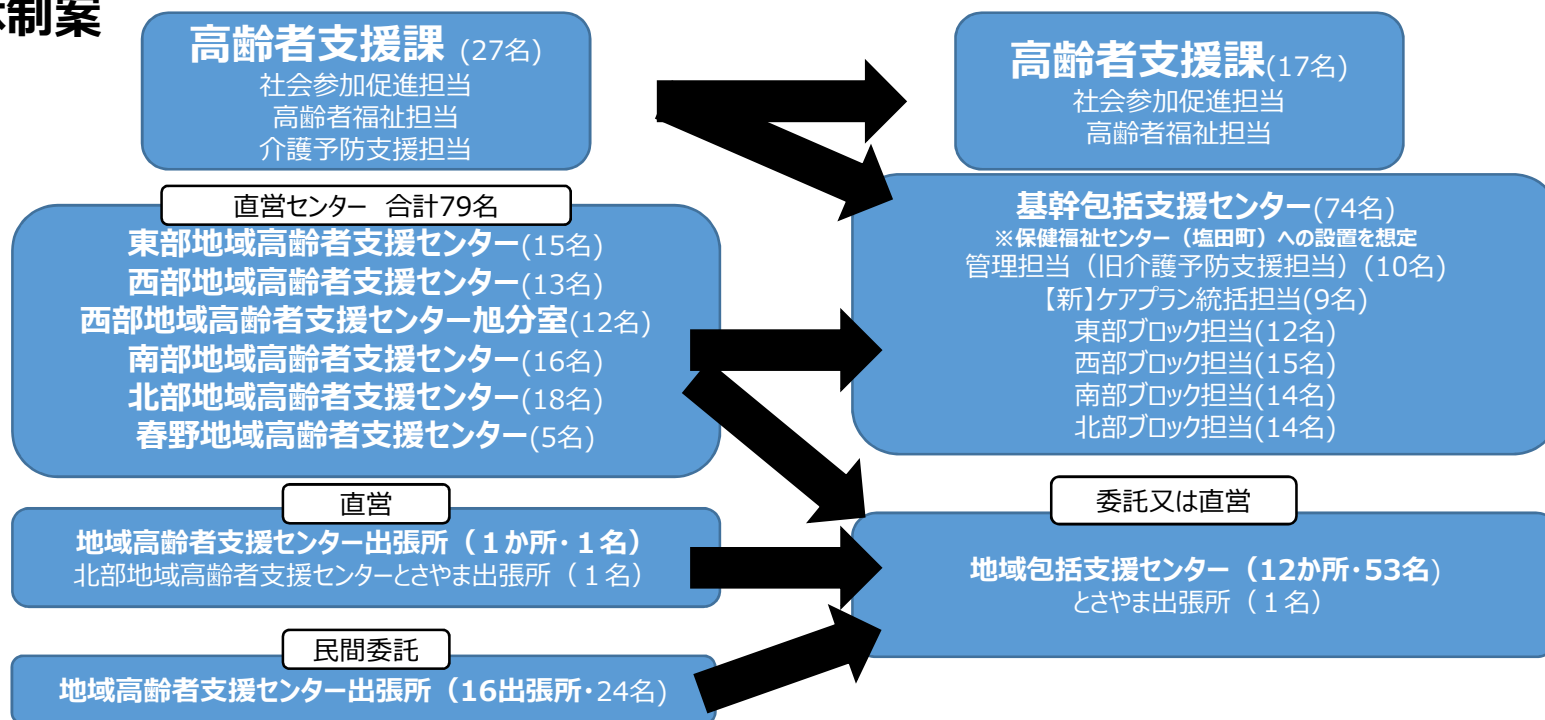
- ①介護予防ケアマネジメントプラン作成
- ②予防給付ケアマネジメントプラン作成

高齢者支援課 地域高齢者支援センターの人員体制案について

- 概要 1 基幹支援センターの設置（直営で設置。地域包括支援センターを統括し、業務の公平・中立性を担保する）。
- 2 地域高齢者C出張所（17か所）を廃止し、地域包括支援センター（14センター）を大街単位で設置。できるだけ民間委託を実施する。
 ※相手方要件：社会福祉法人等で法定3職種（保健師，社会福祉士，主任ケアマネージャー）を雇用できる者

- 課題1 人員体制の国基準未達成（人員及び法定3職種の不足）：平成27年に会計検査院より指摘あり
 →人員については他の国費補助金事業を活用して民間委託した出張所を設置しているが、国の本来の主旨（総合相談事業）とは異なるため、至急是正が必要。法定3職種については、人員確保が直営では困難。
- 課題2 地域高齢者センターの不足 現在5センター+1分室
 （平成30年4月時点：高知市高齢者人口 94,888人 1か所当たりの高齢者数：18,977人）（参考：中核市平均 9,982人）

人員体制案



高知市地域包括支援センター
移行スケジュール（案）

平成30年度	平成31年度	平成32年度
<ul style="list-style-type: none"> ・基幹・委託地域包括支援センター業務内容・体制検討 ・平成31年度予算要求 ・委託プロポーザル準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託プロポーザルによる業者選定 ・職員研修 委託業務マニュアル研修 地域活動に関する研修 虐待対応研修 など ・業務引継 ・センター配置 現在の東部・北部高齢者支援センター地区 ・新情報共有管理システム開発・稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託プロポーザルによる業者選定 ・職員研修 委託業務マニュアル研修 地域活動に関する研修 虐待対応研修 など ・業務引継 ・センター配置 現在の西部・南部・春野高齢者支援センター地区